

中国会計・税務実務ニュースレター

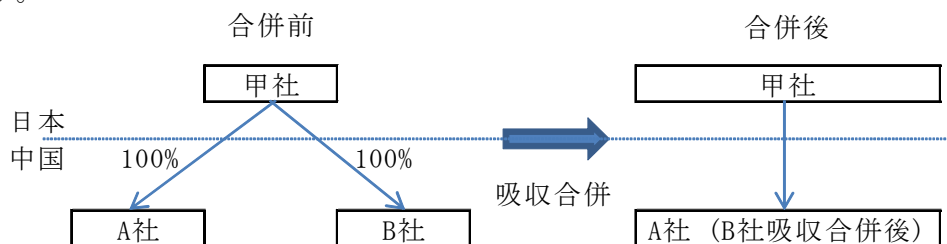
今回のテーマ： 中国の組織再編税制～合併

近年、日中間でビジネスを展開する企業によるクロス・ボーダー企業再編が増えています。再編のスキームとしては、進出のための企業買収や資本参加; グループ資源の活性化を図るための合併、分割; 香港市場 IPO を目指すための香港地域統括会社の設立および再編; 事業撤退のための株式譲渡および事業譲渡などがあります。

今回は日本法人の中国子会社の合併にかかる中国の税務について説明します。

1. 前提

日本法人(甲社)は、中国における 100% 子会社 A による 100% 子会社 B の(吸収)合併を検討しているものとします。



2. 中国の課税関係

(1) 原則 - 一般税務処理

企業が合併をした場合、その合併時の時価により、承継された資産・負債にかかる収益または損失を認識しなければなりません(企業所得税法第6条、財税(2009)59号)

(2) 例外 - 特殊税務処理

ただし、その合併が次に掲げる条件に該当する場合(以下、適格合併という)は、譲渡側の課税所得または損失の認識を繰り延べることができます(財税(2009)59号四)

① 合理的な事業目的

本件合併は課税の回避、免除および繰り延べを主たる目的としないこと

② 事業継続要件

企業合併後の12カ月間、A社は承継資産の従来の実質的経営活動を変更しないこと

③ 取引対価(iまたはiiに該当すること)

i 合併により、被合併法人の株主である甲社が交付を受ける対価の内、株式が全体取引価額の85%以上であること

ii 同一支配関係にある企業間の合併であり、対価の支払がないこと

④ 株式継続保有要件

再編後12カ月間、甲は取得した合併法人の株式を譲渡しないこと

本件合併にかかる甲社、A社およびB社の処理は次の通りになります。

	一般税務処理	特殊税務処理
A社	承継資産・負債を公正価額により認識する	被合併法人の資産・負債を帳簿価額により引き継ぐ
	被合併法人の繰越欠損金を引き継がない	一定金額の限度内で、被合併法人の繰越欠損金を引き継ぐ

B社	清算したとみなして、清算所得または損失を認識する	清算所得または損失を認識しない
甲社	B社が清算したものとみなして、配当所得・譲渡益または投資損失を認識する	合併により交付される株式を、被合併法人株式の帳簿価額により引き継ぐ

お見逃しなく！

適格合併の場合、A社は被合併法人B社の資産及び負債を帳簿価格により引き継ぎますが、B社に税務上の繰越欠損金がある場合、A社で控除できる金額は次の算式により計算された金額が限度となります。

被合併法人の純資産の時価×合併取引が発生した当事業年度末時点の国家公布最長期限の国債利率